

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

千葉市長

殿



令和 7年 6月 27日

届出者

住 所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

氏 名 千葉市長 神谷 俊一

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 043-265-1357

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	南部浄化センター									
保管事業場の所在地	中央区村田町893番地内									
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	南部浄化センター 水質監視班 主査 金井 祐貴					電話番号	043-265-1357			
保管の場所	中央区村田町893番地内									

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
6-001	コンデンサ	100kVA	ニチコン(株)	AF66210 1KA2	1989		R8	1	24kg	低濃度	なし	囲い有	分別	なし	未調整	濃度不明
6-002	コンデンサ	0.1 μF ×3	ニチコン(株)	AF6620R 3TC1	1989		R8	1	16kg	低濃度	なし	囲い有	分別	なし	未調整	濃度不明

6-003	コンデンサ	100kVA	ニチコン (株)	AF66210 1KA2	1989		R8	1	24kg	低濃度	なし	囲い有	分別	なし	未調整	濃度不明
6-004	コンデンサ	0.1 μF ×3	ニチコン (株)	AF6620R 3TC1	1989		R8	1	16kg	低濃度	なし	囲い有	分別	なし	未調整	濃度不明
6-005	コンデンサ	75kVA	ニチコン (株)	AF66275 0KA2	1989		R8	1	20kg	低濃度	なし	囲い有	分別	なし	未調整	濃度不明
6-006	コンデンサ	0.1 μF ×3	ニチコン (株)	AF6620R 3TC1	1989		R8	1	16kg	低濃度	なし	囲い有	分別	なし	未調整	濃度不明
6-007	コンデンサ	250 μF	ニチコン (株)	BS44125 1AC1	1996		R8	1	2.6kg	低濃度	なし	囲い有	分別	なし	未調整	濃度不明
6-008	コンデンサ	250 μF	ニチコン (株)	BS44125 1AC1	1996		R8	1	2.6kg	低濃度	なし	囲い有	分別	なし	未調整	濃度不明
6-009	コンデンサ	250 μF	ニチコン (株)	BS44125 1AC1	2001		R8	1	2.6kg	低濃度	なし	囲い有	分別	なし	未調整	濃度不明
6-010	コンデンサ	75 μF	ニチコン (株)	BB44175 0AC2	1988		R8	2	不明	低濃度	なし	囲い有	分別	なし	未調整	濃度不明
6-011	コンデンサ	150 μF	トーエイ 工業㈱	MFRP-21 50T	1987		R8	3	不明	低濃度	なし	囲い有	分別	なし	未調整	濃度不明
6-012	コンデンサ	100 μF	トーエイ 工業㈱	MFRP-21 00T	1987		R8	3	不明	低濃度	なし	囲い有	分別	なし	未調整	濃度不明
6-013	コンデンサ	75 μF	ニチコン ㈱	NP-A241	1984 1986	W3 SJ・TV	R8	3	不明	低濃度	なし	囲い有	分別	なし	未調整	濃度不明
6-014	コンデンサ	20 μF	ニチコン ㈱	NP-A229	1986 1988	VC Y2×2	R8	3	不明	低濃度	なし	囲い有	分別	なし	未調整	濃度不明
6-015	コンデンサ	30kVA	ニチコン ㈱	AF66230 0KA1	1986		R8	1	不明	低濃度	なし	囲い有	分別	なし	未調整	濃度不明

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
6-001	コンデンサ	100kVA	ニチコン (株)	AF662101K A2	1989		1	24kg	低濃度	R7.1.20	修繕により交換 したため	濃度不明
6-002	コンデンサ	0.1μF×3	ニチコン (株)	AF6620R3T C1	1989		1	16kg	低濃度	R7.1.20	修繕により交換 したため	濃度不明
6-003	コンデンサ	100kVA	ニチコン (株)	AF662101K A2	1989		1	24kg	低濃度	R7.1.20	修繕により交換 したため	濃度不明
6-004	コンデンサ	0.1μF×3	ニチコン (株)	AF6620R3T C1	1989		1	16kg	低濃度	R7.1.20	修繕により交換 したため	濃度不明
6-005	コンデンサ	75kVA	ニチコン (株)	AF662750K A2	1989		1	20kg	低濃度	R7.1.20	修繕により交換 したため	濃度不明
6-006	コンデンサ	0.1μF×3	ニチコン (株)	AF6620R3T C1	1989		1	16kg	低濃度	R7.1.20	修繕により交換 したため	濃度不明
6-007	コンデンサ	250μF	ニチコン (株)	BS441251A C1	1996		1	2.6kg	低濃度	R7.1.20	修繕により交換 したため	濃度不明
6-008	コンデンサ	250μF	ニチコン (株)	BS441251A C1	1996		1	2.6kg	低濃度	R7.1.20	修繕により交換 したため	濃度不明
6-009	コンデンサ	250μF	ニチコン (株)	BS441251A C1	2001		1	2.6kg	低濃度	R7.1.20	修繕により交換 したため	濃度不明
6-010	コンデンサ	75μF	ニチコン (株)	BB441750A C2	1988		2	不明	低濃度	R7.1.20	修繕により交換 したため	濃度不明
6-011	コンデンサ	150μF	トーエイ 工業㈱	MFRP-2150 T	1987		3	不明	低濃度	R7.1.20	新たに発見された ため	濃度不明
6-012	コンデンサ	100μF	トーエイ 工業㈱	MFRP-2100 T	1987		3	不明	低濃度	R7.1.20	新たに発見された ため	濃度不明

6-013	コンデンサ	75 μF	ニチコン ㈱	NP-A241	1984 1986	W3 SJ・TV	3	不明	低濃度	R7.1.20	新たに発見され たため	濃度不明
6-014	コンデンサ	20 μF	ニチコン ㈱	NP-A229	1986 1988	VC Y2×2	3	不明	低濃度	R7.1.20	新たに発見され たため	濃度不明
6-015	コンデンサ	30kVA	ニチコン ㈱	AF662300K A1	1986		1	不明	低濃度	R7.1.20	新たに発見され たため	濃度不明

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	南部浄化センター					
所在事業場の所在地	中央区村田町893番地内					
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	南部浄化センター 所長 久野 正義				電話番号	043-265-1357
所在の場所	中央区村田町893番地内					

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定期年月	処分業者との調整状況	台数又は個数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
5	コンデンサ	200kVA	ニチコン (株)	AF662201 KA2	1996		令和8年	未調整	1	24kg	低濃度	濃度不明
6	コンデンサ	0.1μF×3	ニチコン (株)	AF6620R3 TC1	1996		令和8年	未調整	1	16kg	低濃度	濃度不明
9	コンデンサ	100kVar	ニチコン (株)	AF662101 KYA0418A	1994		令和8年	未調整	1	33kg	低濃度	濃度不明
10	コンデンサ	0.1μF×3	ニチコン (株)	AF6620R3 TC1	1994		令和8年	未調整	1	15kg	低濃度	濃度不明
11	コンデンサ	100kVar	ニチコン (株)	AF662101 KYT0055A	1998		令和8年	未調整	1	23kg	低濃度	濃度不明
12	コンデンサ	0.1μF×3	ニチコン (株)	AF6620R3 TC1	1998		令和8年	未調整	1	16kg	低濃度	濃度不明

16	コンデンサ	160kVar	ニチコン (株)	AF702161 KA7	1999		令和8年	未調整	1	40kg	低濃度	濃度不明
17	コンデンサ	100kVar	ニチコン (株)	AF662101 KYA0418A	1992		令和8年	未調整	1	33kg	低濃度	濃度不明
18	コンデンサ	50kVar	ニチコン (株)	AF662500 KYA0418A	1995		令和8年	未調整	1	25kg	低濃度	濃度不明
19	コンデンサ	20kVar	ニチコン (株)	BB401200 KA2	1995		令和8年	未調整	1	不明	低濃度	濃度不明
20	コンデンサ	200 μ F	ニチコン (株)	BS441201 AC2	1994		令和8年	未調整	1	2. 0kg	低濃度	濃度不明
22	コンデンサ	20kvar	ニチコン (株)	BB401200 KA2	1993		令和8年	未調整	1	不明	低濃度	濃度不明
23	コンデンサ	200 μ F	ニチコン (株)	BS441201 AC2	1993		令和8年	未調整	1	不明	低濃度	濃度不明
24	単相変圧器	5kVA	大阪変圧器 (株)	TOSW	1971		令和8年	未調整	1	71kg	低濃度	濃度不明
25	単相変圧器	7. 5kVA	大阪変圧器 (株)	TOSW	1971		令和8年	未調整	1	92kg	低濃度	濃度不明
26	三相変圧器	400kVA	三菱電機 (株)	RAT形	1971		令和8年	未調整	1	2200kg	低濃度	濃度不明
27	油遮断器	150MVA	東京芝浦 電気 (株)	SKB1-6J1 5A	1971		令和8年	未調整	1	135kg	低濃度	濃度不明

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
												濃度不明

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。

2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。

3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。

4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（令和元年度の保管状況を届け出る場合の例：1-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。

5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。

6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。

7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。

8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。

9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。

10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合は、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。